

## 東京都における受動喫煙防止対策推進に向けての意見

東京消費者団体連絡センター  
事務局長 矢野 洋子

### ○消費者の受け止め

- ・受動喫煙の取り組みは、進んできた。
- ・東京都にガイドラインがあることを初めて知った。
- ・ガイドラインの喫煙者・非喫煙者の相互理解とは何を示しているのか（喫煙者のマナー以外に）
- ・分煙は徹底されていない（席が近い、換気不十分、駅近くの喫煙コーナーの在り様など）
- ・親が喫煙している家庭での子どもへの影響が心配。
- ・ガイドラインを条例化し、防止対策を推進し、喫煙者の減少化にも役立てては。

### <意見>

1. 「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」（2005年発効）、及び「WHOたばこ規制枠組条約第8条の実施のためのガイドライン『たばこの煙にさらされることからの保護』（2007年バンコク第2回締約国会議で全会一致採択）の東京都での積極的受け止めと具体化を求めます。

<ガイドラインの主な内容> \*厚生労働省「第2回締約国会合（概要）」より引用

- ・すべての屋内の職場、屋内の公共の場及び公共交通機関は禁煙とすべきである。
- ・100%禁煙以外の措置（換気、喫煙区域の使用）は不完全である。
- ・たばこの煙にさらされることから保護するための立法措置は、責任及び罰則を盛り込むべきである。

2. 防止対策の推進と実効性の向上を図るためにも条例制定を要望します。

- ・受動喫煙防止の取組は一定の進展はあるものの、都のガイドラインや厚労省の通知では徹底されていません。
- ・国際化・情報化の時代に諸外国の取組が進んできている中、2020年のオリンピック・パラリンピック開催都市であることも見据えた「東京都長期ビジョン」での『世界一の都市・東京』の実現を目指すためにも、条例化での対応が環境整備の確実化につながります。
- ・条例化を含めて、東京都のガイドラインに盛り込まれていない8条ガイドラインの事項を取り込んでください（立法化における責任及び罰則の盛り込み、監視と対策の評価、地域社会の動員と参加など）。

### 3. 啓発を強力に推進してください

- ・啓発は、社会全体として受動喫煙防止対策を実効性を持って持続的に推進するための有効な手立てとして非常に重要です。
- ・啓発においては、「受動喫煙防止対策のあり方に関する検討会報告書」(H. 21. 3)にある現状認識(受動喫煙が死亡、疾病及び障害を引き起こすことが科学的証拠により明白に証明されていること)や基本的考え方(1)を踏襲した啓発をより推進すべきです。
- ・特に健康被害を受けやすい乳幼児の家庭内受動喫煙防止を進める啓発には力を注ぐ必要があります。

以上

<参考>東京消費者団体連絡センターの紹介